

平成28年12月から 洗濯表示が 変わります。

5つの基本記号と付加記号の組合せで表示されます。



洗濯のしかた

例



液温は40℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる



漂白のしかた

例

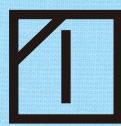


塩素系及び酸素系漂白剤の使用禁止



乾燥のしかた

例



日陰のつり干しがよい

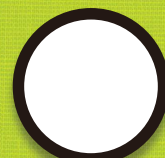


アイロンの
かけかた

例



底面温度200℃を限度としてアイロン仕上げができる



クリーニングの
種類

例



石油系溶剤によるドライクリーニングができる

▼ 5つの基本記号



▼ 付加記号

強さ	線なし 通常	— 弱い	≡ 非常に弱い	× 禁止
	温度	● 低い	●● ●●● 高い	

新しい表示を覚えて大切な衣類を正しく取り扱しましょう。

詳しくは右記のQRコードを読み込んでいただくか、URLをご覧ください。

プレスリリース『家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規程の改正について』—衣類等の洗濯表示が変わります—

http://www.caa.go.jp/hinpyo/pdf_data/150331_kouhyoubun.pdf

